

一般社団法人日本プロモーショナル・マーケティング協会定款

平成 24 年 4 月 1 日 法人格変更改定施行
平成 25 年 6 月 18 日 附記を記載

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本プロモーショナル・マーケティング協会(英文名 Japan Promotional Marketing Institute Inc. 略称「JPM」)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 理念と目的と事業

(理念と目的)

第 3 条 この法人は、会員共有の理念を「健全なプロモーショナル・マーケティング産業」の形成とする。この理念の下に、①遵法性の推進、②消費者便益性の追求、③市場開発効果の向上のそれぞれに関わる「産業基盤拡充事業」を行ない、消費者の便益性を高め、公正・自由で創意に富んだ販促事業を推進し、もって会員が帰属し協創する産業体の「高品位化と量的拡大」に寄与することを目的とする。

(プロモーショナル・マーケティングとは、売り場演出・購買特典計画・顧客コミュニケーション施策等で、購買を直接的に動機付ける「計画と実行」の総合体系をいう。)

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プロモーショナル・マーケティングに関する学術の振興を目的とする事業
 - (2) プロモーショナル・マーケティングに関する調査及び研究事業
 - (3) プロモーショナル・マーケティングに関する研修、並びに職業訓練事業
 - (4) プロモーショナル・マーケティングに関する資格付与事業
 - (5) プロモーショナル・マーケティングに関する顕彰、コンテスト事業
 - (6) プロモーショナル・マーケティングに関する出版事業
 - (7) プロモーショナル・マーケティングに関する見本市事業
 - (8) プロモーショナル・マーケティングに関する情報の収集及び提供を目的とする事業
 - (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 プロモーショナル・マーケティングに係わる法人及び団体とする。
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第二章第三節第一款第五十条に基づき、第121回理事会及び第44回定時総会承認に基づく附記記載)

会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、総会ごとに、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用においては、出席したものとみなす。

(議決権の代理行使 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第二章第三節第一款第五十条に基づき、第121回理事会及び第44回定時総会承認に基づく記載)

会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、総会ごとに、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用においては、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) その他法令に基づき記載すべき事項

2 議長及び総会に出席した正会員より選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上36名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を副理事長、1名を専務理事、10名以内を常任理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を執行する。
- 5 常任理事は、理事会から特に委任された業務を執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第26条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推せんにより、理事長が委嘱

する。

- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与の任期は2年とする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の人数及び氏名
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) その他法令に基づき記載すべき事項
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 執行理事会

(構成)

第34条 この法人に執行理事会を置く。

2 執行理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 執行理事会は理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(招集)

第 36 条 執行理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第 37 条 執行理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は多田亮三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。